

令和7年3月1日

税理士法人 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 年収の壁（103万円）の見直しについて 2025年税制改正情報

当初の税制大綱において、年収の壁を103万円から123万円へ引き上げる税制改正大綱が公表されました。

### 1. 基礎控除

- (1) 合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額を10万円引き上げる。
- (2) 上記(1)の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
  - ① 合計所得金額が2,350万円以下である個人 **48万円⇒58万円**
  - ② 合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人48万円
  - ③ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人32万円
  - ④ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人16万円

### 2. 給与所得控除

- (1) 給与所得控除について、55万円の最低保障額を**65万円に引き上げる。**

上記の1.基礎控除の(2)①58万円と2.給与所得控除の(1)65万円を足して**123万円になります。**

※しかしながら、現在も国会で審議中でありどこまで壁が引き上げられるか注目されます。

### 1. 自民党案

年収要件	非課税枠	措置期間
500万円超	123万円	恒久
200～500万円	<b>133万円</b>	2年間
<b>200万円以下</b>	<b>160万円</b>	恒久

### 2. 公明党案

年収要件	非課税枠	措置期間
850万円超	123万円	恒久
665～850万円	<b>128万円</b>	2年間
475～665万円	<b>133万円</b>	2年間
200～475万円	<b>153万円</b>	2年間
<b>200万円以下</b>	<b>160万円</b>	恒久

### 3. 国民民主党案

年収要件	非課税枠	措置期間
無し	<b>178万円</b>	恒久

(注) 上記非課税枠は基礎控除額と給与所得控除額の合計額です。

令和7年以後の所得税について適用されますので、パート・アルバイトの多い企業は、従業員と相談してシフト改善につなげましょう。